

第八十七号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる業務に日没時から日出時までの間に従事した場合の同項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項第一号又は第二号に定める手当の額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額を加算して得た額とする。

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後

に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件、支給額及び支給期限を改める必要がある。